

請 求 書

代

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙において、次の現在する場所で郵便による不在者投票を行いたいのので、同法施行令第59条の4第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

なお、長崎市から転出している場合には、引き続き長崎県の区域内に住所を有することの確認を申請します。

長崎市選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日

- 【注意】
- 1 氏名欄には、選挙人の氏名を書いてください。
 - 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書いてください。
 - 3 投票用紙は「現在する場所」に郵送されますので、方書き等まではっきり書いてください。
 - 4 この請求書と一緒に、郵便等投票証明書（原本）を必ず提出（同封）してください。

次の各項目に記入してください。

現在する場所 (投票用紙等の送り先)	〒		都道府県		市区郡		町村		番		丁目番地号		方
	(アパート・マンション名等)												
選挙人名簿に登録されている住所	長崎市		町		番地		丁目		番		号		方
	(アパート・マンション名等)												
ふりがな													
氏名			生年月日		明治 大正 昭和 平成		年		月		日		
代理記載人となるべき者の氏名													

- ◎ 選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合には、当該候補者への投票は無効となります。
なお、再度投票することはできません。
1. 候補者が死亡したとき
 2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき（公選法第91条第1項）
 3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき（公選法第91条第2項）
 4. 候補者届出が却下されたとき（公選法第86条の4第9項）
 5. 候補者が被選挙権を喪失したとき

[ここから下は選挙管理委員会が記入します]

処理簿													
請求受付	月	日	午前 午後	時	分	請求区分	直接・郵便	区分	1・2				
名簿対照者	交付日	受理日	受理受付者										
・	月 日	月 日											